

豪雨災害発生時の防火安全対策について

我が国は自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性があります。近年は、豪雨や土石流災害等により、多大な被害が発生しています。

これから梅雨期や台風期を迎えるにあたり、危険物施設や防火対象物の関係者については、下記の防火安全対策について、留意願います。

○危険物施設について

総務省消防庁では「[危険物施設の風水害ガイドライン](#)」を作成してホームページで公表しています。ガイドラインを活用して風水害対策を実施してください。

[「危険物施設の風水害等の対策について」](#)

[「施設形態別の風水害対策上のポイント」](#)

[「施設形態別の風水害対策のチェックリスト」](#)

- 1 平時からの事前の備え
 - (1) 地域のハザードマップを参照して、施設の被害想定状況を確認する。
[喜多方市](#) [西会津町](#) [北塩原村](#)
 - (2) 上記(1)を踏まえて、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討して計画を策定する。
- 2 風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策
 - (1) 被害の防止・軽減を図るため、防災情報に注視し、浸水、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講じる。
 - (2) 上記(1)の対策を講じるに当たっては、従業員等の避難安全を確保することが必要であり、時間的余裕をもって作業を行う。
 - (3) 浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やかに消防機関等の関係機関に通報する。
- 3 天候回復後の点検・復旧
 - (1) 点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う。
 - ア 浸水した施設では、電気設備のほか、危険物を取り扱う設備や配管も損傷している可能性があるため、目視点検だけでなく、作動状況や気密性、危険物への水の混入状況等について確認を実施する。
 - イ 電力復旧時の通電火災や漏電防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。

○消防用設備等について

1 消防用設備等の非常電源の管理

- (1) 非常電源として自家発電設備を用いている場合にあつては、必要な燃料確保等に努める。
- (2) 非常電源として蓄電池設備や非常電源専用受電設備を用いている場合は、長時間停電の継続で、消防用設備等が作動しない場合に備えて、以下の対応をとること。

ア 消火設備

消火器等の設置場所及び使用方法を確認すること。不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備等の自動消火設備については、手動による放射操作手順を確認すること。

イ 警報設備

巡回等によりコンロその他火気使用設備・器具の火元の警戒を入念に行う等、火災の早期発見を図るとともに、警報設備の設置範囲への連絡および周知体制を確保すること。

自動火災報知設備の中には、長時間停電することに伴い予備電源の容量低下等により、異常警報を発するものがあることから、警報音が作動した場合における対処方法について点検業者等に確認すること。

ウ 避難設備

避難誘導體制及び避難経路の確認をすること。なお、避難経路上に電気錠が設けられた扉及び自動ドア等がある場合、停電等により通行不能となるおそれがあることから、通行できるよう対策を講じること。またエレベーターは、停電が発生する可能性が高い場合にはあらかじめ使用を制限すること。

○電気機器の管理

- 1 電気コンロや電子レンジ等の電気機器の使用中に停電した際には、スイッチを切るとともに、電源プラグを抜くこと。
- 2 給電が復旧し、電気機器の使用を再開する際は、浸水等により電気機器及びその配線等に損傷がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認すること。

○119 番通報体制の確保

I P 電話や F A X 機能付き電話等の一部の電話機では、停電により使用不能となるものがあるので、使用可否について確認し、必要に応じて代替の機器を備えるなど、確実な 119 番通報体制を確保すること。

問い合わせ先

喜多方消防本部予防課

TEL 0241-22-6213